

子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種のご案内

子宮頸がん予防ワクチンは、法に基づく定期接種として規定されていますが、接種後の痛みや運動障害などの症状の報告が相次いだことから、平成25年6月14日より、厚生労働省の勧告に基づき、積極的にすすめること（予診票送付）を一時的にやめていました。

その後、国の検討部会で「ワクチンの安全性について特段の懸念は認められない」と確認されたため、令和4年4月から定期接種の積極的勧奨が再開しました。

また、令和5年4月から、これまでの2価と4価のワクチンに加え9価ワクチンも公費で接種ができるようになりました。

接種を希望される方は有効性・リスク等を十分理解した上で接種してください。

- 1 接種対象者 小学校6年生～高校1年生相当の女子
（期限を過ぎると実費になります）
- 2 接種場所 別紙「予防接種協力医療機関」子宮頸がんに○印のある上伊那郡内の医療機関
※予約が必要です。 上伊那郡外・県外の医療機関の場合はご相談ください。
- 3 持ち物 予防接種予診票（伊那市発行のもの）・母子健康手帳
- 4 接種間隔・回数 接種間隔はワクチンによって異なります。
※ワクチンは3種類あります。一定の間隔をあけて、同じワクチンを2回または3回接種します。

ワクチン名	標準的な接種間隔	標準的な接種間隔でできなかった場合
2価ワクチン （サーバリックス）	2回目：1回目の接種から1月あけて 3回目：1回目の接種から6月あけて	2回目：1回目の接種から1月以上あけて 3回目：1回目の接種から5月以上、かつ 2回目から2月半以上あけて
4価ワクチン （ガーダシル）	2回目：1回目の接種から2月あけて 3回目：1回目の接種から6月あけて	2回目：1回目の接種から1月以上あけて 3回目：2回目の接種から3月以上あけて
9価ワクチン （シルガード）	<u>1回目が15歳になるまでの場合（2回）</u> 2回目：1回目の接種から6月以上あけて ※ただし、5月未満である場合は3回目の接種（2回目から3月以上あけて接種）が必要です <u>1回目が15歳になってからの場合（3回）</u> 2回目：1回目の接種から2月あけて 3回目：1回目の接種から6月あけて	2回目：1回目の接種から1月以上あけて 3回目：2回目の接種から3月以上あけて

※新型コロナワクチンとの接種間隔は、原則として13日以上あけてください。

相談窓口については裏面をご覧ください

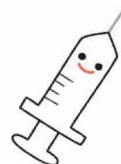
子宮頸がん予防ワクチンの接種についての相談ができます。

【厚生労働省 相談窓口】

厚生労働省より委託されている民間業者により運営されています。

電話 0120-469-283

月曜日～金曜日 受付：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）



【長野県 相談窓口】

健康福祉部感染症対策課 感染症対応担当

電話 026-235-7148

月曜日～金曜日 受付：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）



有効性・リスク等については別添のリーフレット
（概要版）をご覧ください。
リーフレット（詳細版）は厚労省ホームページを
ご覧ください。

R7.4.1

＜お問合せ先＞伊那市役所健康推進課予防係 電話0265-78-4111 内線2332

